

公益社団法人北九州市シルバー人材センター熱中症見舞金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北九州市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が実施する熱中症見舞金制度（以下「本制度」という。）について、その運営方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の（１）及び（２）に定めるところによる。

(1) 会員

理事長の入会承認を受けた正会員及び理事会の入会承認を受けた特別会員をいう。

(2) 就業中等

次の①から④までのいずれかに該当するものをいう。

①センターが就業依頼した仕事（福岡県シルバー人材センター連合会の実施事業所が提供した労働者派遣又は職業紹介による仕事を除く。以下同じ。）に従事中。ただし、正会員の住居で仕事に従事している間を除く。

②センターが提供した仕事に従事するため、センターの指定する場所と正会員の住居との間の通常の経路の往復中

③センターが主催し、又は指定する、仕事に関する知識や技能の付与を目的とした講習会、センターの総会、理事会及び各種運営会議（地域班会議、班長会議、委員会等）に出席中並びに講習会会場、総会、理事会及び各種運営会議会場と会員の住居との間の通常の経路の往復中

④センターが主催するボランティア活動に参加中及び活動場所と会員の住居との間の通常の経路の往復中

(支給対象者及びセンターの役割)

第3条 支給対象者は、センターが管理する会員名簿に記載された全ての会員とする。

(見舞金を支払う場合及び支払額等)

第4条 この規程に基づき、センターの会員が、第2条（２）に定める「就業中等」に医師の診断により熱中症と診断され、死亡又は1泊2日以上入院若しくは通院加療（日帰り入院を含む。）をした場合には、その請求により、別表1に掲げる金額を熱中症見舞金として、支給対象者（死亡の場合は法定相続人代表者）に支払うものとする。

(見舞金支給対象期間)

第5条 毎年4月1日（始期）から翌年3月31日（終期）までの間とする。

(見舞金を支払わない場合)

第6条 次に該当する場合は、見舞金を支払わない。

- (1) 熱中症が支給対象者又はその親族の故意に起因する場合
- (2) 熱中症が支給対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による場合
- (3) 支給対象者（死亡見舞金については支給対象者の法定相続人代表者）が、熱中症が発生した日から起算して3年以内に見舞金の請求に要する書類を提出しなかった場合
- (4) 提出書類に知っている事実を記載しなかった場合
- (5) 提出書類に不実の記載をした場合

(見舞金支払事案が発生した場合の見舞金の請求)

第7条 見舞金の請求者は(死亡見舞金については支給対象者の法定相続人代表者)、本制度の見舞金の支払対象となる熱中症が発生した場合、速やかにセンターに、様式1、様式2のいずれかの請求書を提出する（死亡の場合は、別表2の2から5までの書類を添付する。）方法により請求するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 センターは、前条により提出された書類を審査し、様式3の認定調書により、支給対象者と認定した場合は、速やかに見舞金を支給するものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

熱中症見舞金額

死亡見舞金額	10万円
入院（2泊3日以上）見舞金額	5万円
入院（1泊2日）見舞金額	3万円
通院加療見舞金額	5千円

※1 ただし、第5条に定める「見舞金支給対象期間」において、同一会員に支払われる見舞金の額は10万円を限度とする。

※2 通院加療見舞金は、同一の熱中症に係る通院加療1回のみでの支払いとする。

別表 2

熱中症見舞金請求に要する書類

熱中症見舞金を請求する場合、次の表中の見舞金種類に応じて、○印を付した書類を提出しなければならない。

提出書類	見舞金種類	
	死亡	入院又は通院加療
1. 熱中症見舞金請求書（様式1、様式2）	○	○
2. 死亡診断書（写）	○	
3. 支給対象者の法定相続人代表者の印鑑証明書（写）	○	
4. 支給対象者の戸籍謄本（写）	○	
5. 支給対象者の法定相続人代表者の戸籍謄本（写）	○	

熱中症見舞金請求書（入院・通院用）

公益社団法人北九州市シルバー人材センター

理事長 村 地 史 朗 様

会員番号・氏名 _____ ⑩

現住所 _____

令和 年 月 日に発生した熱中症について、公益社団法人北九州市シルバー人材センター熱中症見舞金支給規程に基づき、以下の見舞金を請求します。

（次表の該当する番号に○印を付けてください。）

	見舞金の種類	見舞金額
1	2泊3日以上入院	5万円
2	1泊2日入院	3万円
3	通院加療（日帰り入院を含む）	5千円

【振込先】

ゆうちょ銀行

店番	預金種目	口座番号	口座名義 (カタカナ)
	普通・当座		

その他金融機関

金融機関名	支店名	口座種類	口座番号	口座名義 (カタカナ)
		普通・当座		

様式 2

令和 年 月 日

熱中症見舞金請求書 (死亡用)

公益社団法人北九州市シルバー人材センター
理事長 村地史朗 様

(法定相続人代表者)

請求者 _____ (印)

現住所 _____

令和 年 月 日に発生した熱中症について、公益社団法人北九州市シルバー人材センター熱中症見舞金支給規程に基づき、見舞金 (10万円) を請求します。

【振込先】

ゆうちょ銀行

店番	預金種目	口座番号	口座名義 (カタカナ)
	普通・当座		

その他金融機関

金融機関名	支店名	口座種類	口座番号	口座名義 (カタカナ)
		普通・当座		

※請求者印は、下記の添付書類②の印鑑を押印してください。

※ 本請求書による請求に必要な添付書類

- ① 死亡診断書 (写)
- ② 支給対象者の法定相続人代表者の印鑑証明書 (写)
- ③ 支給対象者の戸籍謄本 (写)
- ④ 支給対象者の法定相続人代表者の戸籍謄本 (写)

担当者	課 長	事務局長

熱中症見舞金請求に係るシルバー人材センター認定調書

令和 年 月 日に発生した熱中症に対する見舞金請求書（様式 1、様式 2）については、次表の 1 から 4 のいずれかに該当するものであることを確認しました。

（次表の該当する番号に○印を付ける。）

	内 容
1	センターの提供した就業中（労働者派遣・職業紹介又は正会員の住居で仕事に従事している間を除く）
2	センターの指定する場所と本件正会員の住居との間の通常の経路の往復中
3	センター主催・指定の講習会や運営会議等に参加中（住居との間の往復中を含む）
4	センター主催のボランティア活動に参加中（住居との間の往復中を含む）

本見舞金請求は、熱中症見舞金規程第 4 条及び別表 1 に定める入院日数等の区分に基づくものであることを確認しました。

（次表の該当する番号に○印を付ける。）

	内 容
1	死亡
2	2 泊 3 日以上入院
3	1 泊 2 日入院
4	通院加療（日帰り入院を含む）